

第 9 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 2 年 9 月 1 7 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政 ・ 2 田中 康章 ・ 3 田村 明 ・ 4 東海 光政
5 村澤 藤次 ・ 8 喜多 義幸 ・ 9 片岡 正春 ・ 10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己 ・ 12 海野 要 ・ 13 内藤 正敏 ・ 19 草深 みつよ
21 坂野 大徹 ・ 23 川邊 千秋

以上 1 4 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事 務 局 職 員 勝田事務局長 ・ 野村次長 ・ 吉川主査

総 合 支 所 河芸：河本主査 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹
芸濃：清水主査 香良洲：高橋主査

議 事 録 署 名 者 4 東海 光政 ・ 5 村澤 藤次

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について (別冊)

議 事 の 大 要

議 長	<p>今から農地部会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 本日の欠席はございません。出席委員は14名でございます。 それでは、議事録署名者を私から指名させていただきます。 4番 東海 光政委員、5番 村澤 藤次委員、よろしくお願いいたします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項、第1号から第4号に入ります。 よろしくお願います。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から4で、合計件数は4件、すべて田で13,809㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。 2ページから6ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から11で、合計件数は11件、合計面積は64,751.86㎡で、その内訳は田が54,602㎡、畑が10,034.86㎡、その他が山林で115㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 7ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。 番号1、住居、小屋及び庭用地 番号2、一般個人住宅用地 番号3、進入用道路 番号4、太陽光発電施設用地 でございます。 以上、件数は4件、合計面積は1,904㎡、その内訳は、田が1,398㎡、畑が506㎡でございます。 8ページから9ページをお願います。 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。 番号1、資材置場用地 番号2、進入用道路 番号3、一般個人住宅用地 番号4、駐車場用地 番号5、共同住宅用地 番号6、番号7、長屋住宅用地</p>

番号8、一般個人住宅用地
番号9、太陽光発電施設用地
番号10、番号11、一般個人住宅用地
番号12、太陽光発電施設用地 でございます。
以上、件数は12件、合計面積は8,533㎡、その内訳は、田が7,271㎡、畑が1,262㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。
よろしく願いいたします。

議長 それでは、早速でございますが、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局、説明をお願いします。

事務局 まず、議案案件を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を2か所お願いいたします。
まず、11ページの議案第2号 番号1をご覧ください。
現況地目には田と記載がありますが、記載誤りにより、雑種地と修正願います。
次に、14ページの議案第3号 番号18をご覧ください。
譲渡人のお名前の記載誤りによりまして_____という字への訂正をお願いいたします。

それでは、議案案件の説明をさせていただきます。
10ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 神戸、受人 _____、面積 12,383㎡、渡人 _____、面積 294㎡、申請地 神戸大木_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 119㎡ 外1筆、合計面積 294㎡。

これにつきましては、受人は、生前一括贈与により、渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 楡形、受人 _____、面積 2,409㎡、渡人 _____、面積 5,609㎡、申請地 分部森_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 376㎡ 外2筆、合計面積 5,385㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 椋本、受人 _____、面積 6,122㎡、渡人 _____、面積 2,084㎡、申請地 芸濃町椋本塚田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,084㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は3件、合計面積は7,763㎡で、その内訳は田が7,469㎡、畑が294㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、番号1から番号3の地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 神戸、お願いします。

東海委員 4番、東海です。神戸地区のことですけれども、9月8日に地元推進委員と確認に行きました。事務局の説明どおり何ら問題はございませんでした。以上です。

議 長 番号2、地区 楡形。

川邊委員 23番、川邊です。9月9日に、地元推進委員と東海農業委員と確認いたしました。問題ございません。

議 長 番号3、地区 椋本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。私、9月9日に現地確認をさせていただきました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号1から番号3について、地元委員から異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第1号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 椋本、申請者 _____、申請地 芸濃町椋本西富家 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 1,499㎡のうち589.87㎡。

これにつきましては、申請地を東隣に建設される _____ の従業員と個別に契約して貸駐車場用地とするものです。

先に碎石を投入してしまったため始末書の提出がございました。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は1件、田で面積は589.87㎡でございます。
この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 棕本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。9月9日に地元推進委員と農業委員、それから事務局と確認させていただきましたが、事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 番号1について、地元委員から異議ない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定をいたします。
続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局、説明をお願いします。

事務局 12ページから14ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白塚町浜新田 _____、台帳地目 田、現況地目
雑種地、面積 1,212㎡ 外1筆、合計面積 1,215.71㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場及び駐車場用地とするものです。

本申請は、_____を営む受人が、市街地に位置する本社では資材置場や駐車場が狭く、隣接地へも拡張できず苦慮していたところ、これらの問題が解消される当該地近くにある同町内の申請地を譲り受け、_____等の建設資材・機材置場、_____等の駐車場として転用するものです。

なお、30年ほど前から貸駐車場として利用していたため始末書の提出があります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 白塚、受人 _____、渡人 _____、申請地 白塚町小山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 534㎡。

これにつきましては、申請地の近くで、自己が経営する法人の代表を務める受人が、渡人から申請地を譲り受け、従業員用の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗真、受人 _____、渡人 _____、申請地 栗真中山町大縄手 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 993㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、386.31㎡、メンテナンス車両スペースを確保する計画があることから、パネルの設置率は、転用面積の38.9%になりますが、それぞれパネル・管理用通路・フェンス等を配置し、申請地全体として太陽光発電施設用地として使用する内容であることが確認できます。

また、平成20年頃から残土置場としていた旨の始末書の提出があります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 楡形、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 産品宮ノ前 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 33㎡ 外4筆、合計面積 1,221㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、660㎡、パネルの設置率は、一体利用する山林を含めた合計面積1,385㎡の47.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 産品宮ノ前 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 234㎡ 外2筆、合計面積 560㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、660㎡、パネルの設置率は、一体利用する山林を含めた合計面積771㎡の85.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 楡形、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 産品椋谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 333㎡ 外2筆、合計面積 1,048㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、560㎡、パネルの設置率は、一体利用する雑種地を含めた合計面積1,104㎡の50.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 楡形、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 分部長鉢 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 294㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、618㎡、パネルの設置率は、一体利用する山林を含めた合計面積1,074㎡の57.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 櫛形、受人 _____ 合同会社 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 分部五反田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 102㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、654.72㎡、パネルの設置率は、一体利用する宅地や山林を含めた現況面積834.83㎡の78.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 片田、受人 _____、渡人 _____、申請地 片田田中町鎌田 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 13㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農家住宅用地とするものです。

昭和56年頃から隣接する宅地と一体利用していた旨の始末書の提出があります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 上野、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町西千里西浦 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,018㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、499.90㎡、パネルの設置率は、転用面積の49.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 上野、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町西千里西浦 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 1,127㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、499.90㎡、パネルの設置率は、転用面積の44.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 上野、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 河芸町上野八幡谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 535㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、312.48㎡、パネルの設置率は、転用面積の58.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 椋本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町椋本下モ田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 658㎡ 外1筆、合計面積 1,038㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を長屋住宅及び公衆用道路用地とするものです。

申請地は、都市計画法第29条の開発許可と同時の転用許可となります。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号14、地区 明、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町忍田村ノ内_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 42㎡ 外1筆、合計面積 75㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

平成25年頃から現在の用途として利用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 明、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ (持分2分の1) 外1名、申請地 芸濃町忍田有屋_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,462㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、845.02㎡、パネルの設置率は、転用面積の57.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 河内、受人 _____、渡人 _____、申請地芸濃町河内梅ヶ畑_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 92㎡ 外1筆、合計面積 280㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

平成12年春頃から受人が営んでいる_____に用いる資材等の置場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町清水狭間_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 206㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和51年12月に隣接する宅地に建設していた居宅を増築した際に土地交換を行ったものの登記ができずにいた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号18、地区 香良洲、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____ (持分2分の1) 外1名、申請地 香良洲町大新田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 872㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光

発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、414.16㎡、パネルの設置率は、転用面積の47.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は18件、合計面積は12,593.71㎡、このうち田が8,409.71㎡、畑が4,184㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、2、地区 白塚。

田村委員 3番、田村です。9月9日に現地確認を行いました。地元推進委員ですが、問題ないということです。事務局説明どおりですので、よろしくお願い致します。
2番についても同様です。

議長 番号3、地区 栗真。

坂野委員 21番、坂野です。9月9日、地元推進委員と現地を確認しました。特に問題ないと思われまます。
以上です。

議長 番号4から8、地区 楡形、お願いします。

東海委員 4番、東海です。議事の番号4、5、6、地区 楡形ですがけれども、9月9日に、地元推進委員、それから川邊委員、事務局、部会長職務代理者の田村委員も参加しまして現地確認しました。何ら問題はございませんでした。

それから、5番の楡形ですがけれども、地元推進委員、川邊委員、事務局、田村委員と参加して、現地を確認させていただきました。何ら問題はございませんでした。

9番も、地元推進委員、川邊委員、事務局、田村委員で確認させていただきました。事務局の説明どおりです。

それから7番、8番。9月9日、地元推進委員、それから川邊委員、事務局で現地確認をしております。

それから、9番、片田です。9月9日、地元推進委員、川邊委員、事務局で現地確認をさせていただきました。事務局の説明どおり、何の問題もございませんでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。
番号10から12、地区 上野。

喜多委員 8番、喜多です。12番、9日に事務局と私と地元推進委員と現地を確認しましたが、別に何の問題もなく、10番、11番は会長、田村委員も来ていた

だいき現地確認していますが、何の問題もなしということで、事務局の説明のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

議 長 番号13、椋本、お願いします。

牧野委員 9月9日に現地確認をさせていただきました。もう、ぐるりずっと住宅になっておりまして、特に、別に何の問題もないということでございますので、よろしく願いいたします。

議 長 番号14、15、地区 明。

牧野委員 10番、牧野です。14、15、9月9日に現地確認をさせていただきましたけれども、何ら問題ないということですので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
番号16、地区 河内、お願いします。

片岡委員 9番、片岡です。9日に委員2名と地元推進委員で現場確認いたしました。事務局の説明どおりで問題ないと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
番号17、地区 安濃。

海野委員 12番、海野です。9月9日、地元推進委員、それから事務局、私とで現地確認を行いました。問題なしと判断させていただきました。よろしく申し上げます。

議 長 番号18、地区 香良洲、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。9月4日、地元推進委員と現地確認させていただきました。何の問題もないので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
番号1から番号18について、地元委員から異議のない旨の説明でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。
それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局、説明願います。

事務局 15ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借

権)でございます。

番号1、地区 栗真、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
貸人 _____、申請地 栗真中山町北浦 _____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 555㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、
申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、316.27㎡、パネルの設置率は、転用面積の57%
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 神戸、借人 _____、貸人 _____、申請地 半田五反
田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、
申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、515.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の51%
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 雲出、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
貸人 _____、申請地 雲出伊倉津町網高峯 _____、台帳地目 畑、現況
地目 雑種地、面積 631㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に令和3年3月31日までの賃貸
借権を設定し、申請地を _____ 発注の _____ 改築工事を受注したこと
に伴い仮設小屋設置及び駐車場用地（一時転用）とするものです。

許可申請前に着工してしまった旨の始末書の提出がありますことから、こ
れを追認しようとするものです。

農地区分は、農用地であり、原則転用を許可しない農地と位置づけられま
すが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するた
めに行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供するこ
とが必要であると認められる場合に該当し、不許可の例外に該当するものと判断
されます。

番号4、地区 明、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸
人 _____、申請地 芸濃町林牛谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 495㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、
申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、520.90㎡、パネルの設置率は、現況面積775.
39㎡の67.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 明、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸
人 _____、申請地 芸濃町中縄大市込 _____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 1,023㎡のうち500㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、

申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、276㎡、パネルの設置率は、転用面積の55.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 明、借人 合同会社 _____ 代表社員 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町中縄尻貝 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 581㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、524.65㎡、パネルの設置率は、転用面積の90.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は3,773㎡で、その内訳は田が1,011㎡、畑が2,762㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 栗真、お願いします。

坂野委員 21番、坂野です。9月9日、地元推進委員と現地を確認しましたが、特に問題ないと思われまます。

議 長 番号2、地区 神戸。

東海委員 4番、東海です。9月9日に地元推進委員、田村委員、事務局、それから業者の方と現地確認を行いました。何ら問題はございませんでした。
以上です。

議 長 番号3、地区 雲出、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。9月9日、地元推進委員と現地確認しました。何の問題もないということでしたので、よろしく申し上げます。

議 長 番号4から番号6、地区 明、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。9月9日に片岡委員と、それから地元推進委員、それから事務局と現地確認させていただきました。何ら問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 番号1から番号6について、地元委員から異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 よろしいですか。
それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局、説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。
番号1、地区 明、借人 _____ 外1名、貸人 _____、申請地芸濃町林城屋敷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 365㎡。
これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、畑で、面積は365㎡でございます。
この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 明、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。この案件も、9月9日、事務局、地元推進委員、農業委員、それから事務局で確認させていただきました。息子さんのおうちを建てるということで、今現在の家に隣接する土地に建てるということでございました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 番号1について、地元委員から異議なしの発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 よろしいですか。
それでは、異議なしと認め、議案第5号についても許可をすることに決定をいたします。
次に、別冊でお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。
資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に下の合計欄で説明をさせていただきます。
まず、津地区をご覧ください。
田の賃貸借、使用貸借で50、256㎡、畑の使用貸借で4、574㎡、契

約件数は17件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で9,894㎡、畑の使用貸借で932㎡、契約件数は7件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で13,860㎡、畑の所有権移転で902㎡、契約件数は4件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借のみで14,094㎡、契約件数は3件でございます。

美里地区及び香良洲地区につきましては、今回はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて88,104㎡、畑の集積が、使用貸借、所有権移転で6,408㎡、合計契約件数は31件、合計面積は94,512㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区7件、河芸地区1件、安濃地区3件、芸濃地区3件で合計14件、合計面積は51,612㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で45.2%、面積で54.6%となっております。

続きまして、農地中間管理事業を利用した案件についてご説明いたします。

資料の3枚目の農用地利用集積計画の概要の裏面をご覧ください。

今回、農地利用集積円滑化事業からの契約移行したものと新規のものがあります。新規のものについては、農用地利用集積計画の概要の裏面該当箇所、今回は021番で整理番号の左側欄外にアルファベットのNを記載しています。ちなみに、019番は農地利用集積円滑化事業からの契約移行したものとなります。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、この農用地利用集積計画の概要でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、最初にご審議をお願いします。

まず、整理番号23についてです。

_____委員、退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この整理番号23について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 よろしいですか。
入室してください。

< 入 室 >

議長	次に、整理番号26、28について、_____委員一時退室してください。
	< 退 室 >
議長	この2件について、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	よろしいですか。 ありがとうございました。 入室してください。
	< 入 室 >
議長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	よろしいですか。 それでは、議案第6号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。 以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。 以上で第9回第1農地部会を終了いたします。
	午前10時50分

上記は、第9回第1農地部会の議事を録したものである。

令和2年9月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____